

政法第4026号  
答申第433号  
平成28年3月31日

千葉県教育委員会教育長  
内藤 敏也 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年7月26日付け〇〇第242号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第531号

平成25年6月27日付けで異議申立人から提起された、平成25年5月2日付け〇〇第112号で行った行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨はおおむね以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

平成25年5月2日付け〇〇第112号で行った行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

本件決定は次のとおり違法である。

(1) 開示請求に係る行政文書は、教育長が学校長に対し「千葉県立学校私費会計取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）において、その作成及び5年間保存することを規定している。当該行政文書を規定に違反して作成を怠り、また廃棄することは違法である。

(2) 〇〇〇教員（以下「〇〇教諭」という。）がこれまで〇〇〇〇高等学校（以下「〇〇〇〇高校」という。）女子テニス部（以下「テニス部」という。）部員から集金したお金について合理的説明、つまり保護者に対して取扱要綱に基づく説明は全くされていない。

領収書のないガソリン代、謝礼、飲食代金など、〇〇教諭の記憶による経費精算を会計報告として保護者に受入強要する対応は問題である、改善すべきである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨はおおむね以下のとおりである。

1 行政文書開示請求について

異議申立人は実施機関に対し、平成25年4月3日付けで以下の行政文書開示請求を行った。

(1) 開示対象

開示請求の内容は、平成23年7月12日発行「女子テニス部合宿について」〇〇〇〇高校校長及びテニス部顧問〇〇教諭発刊文書（添付）とする。

## (2) 開示請求内容

- ア 取扱要綱第5条第2項の規定に基づき、校長が保護者に対して事後に行った①「決算報告の報告書」。
- イ 取扱要綱第4条第3項の規定に基づき、出納責任者が校長に報告した①「報告書」を開示請求する。
- ウ 取扱要綱第4条第4項の規定に基づき、会計担当者が金銭または物品の支出の会計処理を行い、整理保管している①「諸帳簿」②「証拠書類」を開示請求する。
- エ 取扱要綱第4条第5項の規定に基づき、監査委員が当該学校徴収金の会計について監査を行い、校長に報告した①「監査報告書」を開示請求する。
- オ 取扱要綱第7条第6項の規定に基づき、会計担当者が金銭又は物品の支出の会計処理を行い作成した①「支出の決議書」を開示請求する。
- カ 取扱要綱第7条第6項の規定に基づき、会計担当者が金銭又は物品の支出の会計処理を行い作成した「支出の決議書」添付する①「見積書」②「請求書」③「契約書」④「領収書」⑤「その他証拠書類」全点を開示請求する。(以下「本件請求」という。)

## 2 本件決定について

本件請求に対して、実施機関は「証拠書類」に係る請求について「女子テニス部会計証拠書類（保護者宛て文書、領収書）（平成23年度合宿 平成23年7月22日から26日まで実施）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、また、その余の請求に係る文書については行政文書を保有していないとして、本件決定を行った。

## 3 本件対象文書について

本件対象文書は、平成23年度に取扱要綱に基づいて作成されたテニス部に係る会計証拠書類等である。

## 4 本件決定の理由について

### (1) 部分開示とした決定の理由について

本件決定のうち部分開示を行った理由については、検索をして存在の確認できた書類のうち千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当する部分について開示をしない決定を行ったものである。

本件対象文書に含まれる氏名及び個人の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第8条第2号に該当し、開示をしないものである。

### (2) 不開示とした決定の理由について

- ア 異議申立人が指摘するとおり、取扱要綱においては、請求書等の支出証拠書類等を作成し、5年間保存することを規定しているところ、本件請求を受けてテニス部会計において該当する文書を検索したが存在せず、取扱要綱の規定に違反して作成を怠っていたことが認められた。そのため、当該文書を保有していないことから本件決定を行ったものである。
- イ 県立学校の私費会計事務を所掌する実施機関においては、当該学校における私費会計に関する取扱いを再確認し、当該学校に対し今後の事務処理について、取扱要綱に則って行うよう改めるとともに、過去の書類についても可能な限り再整備を行うよう指導したところであり、当該学校においても指導に従い改善を進めていく所存である。
- ウ 県立学校における私費会計事務の取扱いに係る内部事務規範である取扱要綱違反は認めるところであり上記イのとおり改善を進めるが、物理的に書類を保有していないので、本件決定を取り消しても開示することはできない。
- エ その他の主張について、本件決定に対してなんら影響を与えるものではない。

#### 第4 理由説明書に対する異議申立人の意見書について

異議申立人から提出された意見書の内容は、おおむね以下のとおりである。

##### 1 本件請求の趣旨について

テニス部の顧問〇〇教諭の要求に従って、私は数十万円の現金を〇〇教諭へ支払った。

この〇〇教諭に現金を支払った保護者としては、その用途が目的に沿って適正に支出されたかを確認するために本件請求を行った。

##### 2 校長の義務

取扱要綱の中では、部活動の徴収金に関して、「校長は、責任者としてすべての私費会計に係る事務処理を統括し、所属職員を指揮監督する。」と取扱要綱第3条に規定され、第4条第3項及び第4項では金銭などの諸帳簿の作成と保管を規定したうえで、第7項には文書主義、第8条では5年間の保存義務を規定している。

したがって、テニス部の一部の保護者から数十万円に達するテニス部活動費を徴収した事実が記載された、取扱要綱に基づく、支払者名である保護者などの個人情報に記載した記録、行政文書を開示する義務が校長にはある。

##### 3 実施機関作成の理由説明書において、取扱要綱の規定に違反して作成を

怠ったと認められるため文書を保有していない旨の記載があり単純な行政手続の怠慢を理由としている。

しかし、取扱要綱においては金銭などの諸帳簿の作成・保管等を規定しているので、上記の説明は取扱要綱に違反している。

校長は誰から集金したものかも記録確認せずにそれぞれの会計処理を決裁したとの説明が事実であれば、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に違反する。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定は第3の1及び2のとおりである。

### 2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成23年度テニス部夏合宿に係る会計証拠書類であり、その中には保護者宛て通知文、会計報告書、領収書が含まれている。また、実施機関は、本件対象文書において、氏名及び個人の印鑑の印影を条例第8条第2号該当として不開示としている。

以下、不開示部分及びその余の文書の存在について検討する。

### 3 条例第8条第2号該当性について

#### (1) 同号本文該当性について

本件対象文書のうち、不開示とした氏名及び個人の印鑑の印影については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であるため、条例第8条第2号本文に該当する。

#### (2) 同号ただし書該当性について

ア 異議申立人は、支払者である保護者などの個人情報に記載した記録を開示すべき旨主張しているが、本件対象文書の不開示部分は、テニス部合宿参加者氏名並びに領収書に記載のある担当者氏名及び個人の印鑑の印影である。

イ テニス部合宿参加者氏名は、学校に在籍する生徒、教諭及び一部の保護者にとっては既知の情報であるとしても、一定の範囲に限られるものであり、公知の情報とはいえない。また、担当者氏名及び個人の印鑑の印影は、公にされることが予定されていない情報であるのは明らかである。

よって、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、同号ただし書イに該当しない。

また、同号ただし書ロ、ハ及びニにも該当しないことは明らかである。  
ウ したがって、氏名及び個人の印影は、条例第8条第2号に該当すると認められる。

エ なお、行政文書開示制度においては、本人の情報であることをもって個人情報が開示されることはないものである。

#### 4 その余の文書の有無について

- (1) 本件請求に係る文書のうち、第3の1(2)アについては、取扱要綱第5条第1項において、私費会計に係る意思決定は文書により行わなければならないと規定されており、同条第2項において校長は保護者に対して事後に決算報告を行わなければならないと規定されている。第3の1(2)オ及びカについては、取扱要綱第7条第6項において、「収入の決議書及び支出の決議書に、見積書、請求書及び契約書等の証拠書類を添付し決裁を受け、出納簿に記載し整理しなければならない」と規定されている。

また、第3の1(2)ウについては、実施機関の作成する県立学校私費会計取扱マニュアル第1章の3(10)において、「諸帳簿及び証拠書類等は、原則として、5年間保存するものとする」と規定されている。

よって、第3の1(2)ア、ウ、オ及びカの文書については、実施機関に作成義務のある文書であると認められる。

実施機関の主張によると、これらの文書については、作成を怠ったため、当該文書は存在せず、本件決定を行ったとのことである。

また、当審査会は実施機関に対し、本件請求に係るその余の文書について探索を求めたが、その存在を認めることができなかった。

したがって、本件請求に係る文書を作成しなかったことについては、これを覆すに足る事情も見出せないことから、実施機関の事務処理には問題があるが、本件請求に係る第3の1(2)ア、ウ、オ及びカの文書のうち本件対象文書を除くものを保有していないという実施機関の決定は、結果として是認せざるを得ない。

- (2) 本件請求に係る文書のうち、取扱要綱第4条第3項の規定に基づき、出納責任者が校長に報告(以下「点検結果報告」という。)した報告書(以下「点検結果報告書」という。)については、実施機関に説明を求めたところ、〇〇〇〇高校においては、出納責任者が校長に点検結果報告をしていないとのことであった。

当審査会は実施機関に対し改めて探索を求めたがその存在を認めることができず、取扱要綱においては点検結果報告を文書で行うべき旨の記載がないことに鑑みれば、事務処理上の適否はともかく、点検結果報告

書を保有していないという実施機関の主張はこれを認めざるを得ない。

また、取扱要綱第4条第5項による校長への監査結果報告（以下「監査結果報告」という。）についても、改めて探索を求めたがその存在を認めることができず、取扱要綱においては監査結果報告を文書で行うべき旨の記載がないことに鑑みれば、事務処理上の適否はともかく、監査結果報告を保有していないという実施機関の主張はこれを認めざるを得ない。

#### 5 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 6 結論

以上のとおり、本件対象文書を特定し、氏名及び個人の印鑑の印影を条例第8条第2号該当として不開示とした実施機関の決定は妥当である。また、本件請求のうち、本件対象文書を除く行政文書を保有していないことを理由とする不開示決定を行った実施機関の決定は妥当である。

#### 7 附言

当審査会で見分したところ、本件対象文書の一部において、生徒の氏名が開示されているところがあったが、この情報は本来不開示とされるべき情報であった。

以後実施機関においては、条例第8条第2号の趣旨を尊重し、開示決定に当たって、こうした不開示情報を開示することのないよう、慎重に事務処理をすべきであることを附言する。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日       | 処 理 内 容       |
|-------------|---------------|
| 平成25年7月26日  | 諮問書の受理        |
| 平成25年9月13日  | 実施機関の理由説明書の受理 |
| 平成25年10月21日 | 異議申立人の意見書の受理  |
| 平成27年9月30日  | 審議            |
| 平成27年10月29日 | 審議            |
| 平成27年11月25日 | 審議            |
| 平成28年1月27日  | 審議            |
| 平成28年2月24日  | 審議            |

千葉県情報公開審査会第2部会

| 氏 名     | 職 業 等            | 備 考      |
|---------|------------------|----------|
| 泉 登 茂 子 | 公認会計士            |          |
| 木 村 琢 磨 | 千葉大学大学院専門法務研究科教授 |          |
| 荘 司 久 雄 | 城西国際大学非常勤講師      | 部会長      |
| 鈴 木 牧 子 | 弁護士              | 部会長職務代理者 |

(五十音順)